

東京言語教育学院

自己点検・評価報告書
(日本語教育機関教育活動評価)

令和4年10月

東京言語教育学院の自己点検・評価について

日本語教育機関のための自己点検・評価を年一回以上実施・公表することが法務省出入国在留管理庁「日本語教育機関に関する告示基準」（平成28年7月22日策定、平成30年7月26日一部改定、令和元年8月1日一部改定）第1条第1項第18号（「点検・評価」）により義務付けられているところ、本学は既に毎年ホームページ上で年度（4月1日～3月31日）の自己点検・評価報告書を公開しており、今後も引き続き教育の質と水準の更なる向上のために自己点検・評価を実施し、その結果を公表していく方針です。

ところで、上述の自己点検・評価とは別に、本学は、自己点検・評価活動の一環として、第三者の評価を受審すべく、本学が維持会員となっている一般財団法人日本語教育振興協会の「日本語教育機関教育活動評価」を3年に一度受審しています。この度、令和4年5月31日時点の本学の教育活動に関する自己点検・評価の結果が同協会の日本語教育機関教育活動評価基準項目に適合するものとして認定されましたところ、同協会の「認定書」並びに右評価のために本学が提出した「自己点検・評価票」及び「自己点検・評価報告書」を公表します。

なお、本学の自己点検・評価は、校長（学院長）の統括の下、教務部門の責任者（教務主任）、事務部門の責任者（事務主任）が各部門の教職員の協力を得ながら実施し、設置代表者（代表）の承認を経て結果を公表しています。



NISSHINKYO

第22-G134号

認 定 書

貴日本語教育機関は、本協会の日本語教育機関教育活動評価基準に適合するものとして、下記のとおり認定します。

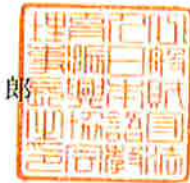
記

- 1 名 称 東京言語教育学院
- 2 所 在 地 東京都江戸川区平井5-23-7 東言ビル本館
東京都江戸川区平井6-30-5 東言ビル2号館
東京都江戸川区平井5-44-6 東言ビル3号館
- 3 認定有効期間 2022年10月1日から2025年9月30日まで

2022年11月22日

一般財団法人日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎



一般財団法人日本語教育振興協会

教育活動評価委員会

委員長 佐々木倫子



日本語教育機関教育活動評価

自己点検・評価票

日本語教育機関名： 東京言語教育学院	
点検・評価項目	
理念・教育目標	
<p>〈理念・ミッション〉</p> <p>理念</p> <p>「日本語教育を通して日本語に精通するだけでなく、真に日本・日本文化を理解した上で、草の根レベルから国際交流が可能なグローバル人材、国際社会に貢献する人材を輩出していく。」</p> <p>ミッション</p> <p>「進学のための日本語学校」として、日本の大学又は大学院を志望する外国人学生の進学指導に特化し、また、日本語教育の一環として、日本社会・文化の徹底的な理解と異文化対応能力を育む知識・技能の習熟を目指す国際理解教育に注力することにより、能力の高いグローバル人材の育成に努め、日本と留学生の母国の両国の発展に貢献していく。</p>	.
<p>〈教育目標〉</p> <p>「日本語教育を通して日本語に精通するだけでなく、真に日本・日本文化を理解した上で、草の根レベルから国際交流が可能なグローバル人材、国際社会に貢献する人材を輩出していく。」</p>	.
<p>〈育成する人材像〉</p> <p>日本の大学院や大学に進学し、将来、日本の活性化に資する高度外国人材としての役割を担い、また、世界各国との国際交流の懸け橋になりうる高い能力を有するグローバル人材</p>	.
1. 学校運営	確認
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。【注】	[✓]
2. 入学者の募集	評価
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	A
2.2 海外の募集代理人(エージェント等)の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	A
3. 入学者選考	
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	A
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう努めている。	A
4. 納付金	

4.1	入学検定料, 入学金, 授業料その他納付金の金額, 納付時期, 納付方法, 及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	A
4.2	関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め公開している。	A
4.3	上記 4.1 及び 4.2 については入学志願者, 在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	A
5. 学生支援		
5.1	日本社会を理解し, 適応するための取組を行っている。	A
5.2	進路指導を適切に行っている。	A
5.3	重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。	A
5.4	入管法上の留意点について学生への伝達, 指導を定期的に行っている。	A
5.5	不法残留者, 資格外活動違反者, 犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	A
6. 教員		
6.1	校長, 主任教員, 専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	A
6.2	教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施するとともに, 他機関の実施する研修会等への参加を促している。	A
6.3	教員評価を適切に行っている。	A
7. 教育活動		
7.1	理念・教育目標に合致したコースを設定し, カリキュラムを体系的に編成している。	A
7.2	授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し, 適切なクラス編成を行っている。	A
7.3	教員の能力, 経験等を勘案し, 適切な教員配置をしている。	A
7.4	授業記録簿等を備え, 実施した授業を正確に記録している。	A
7.5	理解度, 到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い, その結果を的確に学生に伝えている。	A
7.6	授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	A
8. 教育施設		
8.1	教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに, 語学教育に必要な遮音がなされている。	A
8.2	授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	A
8.3	法令上必要な設備等を備えている。	A
9. 安全・危機管理		
9.1	対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	A
9.2	感染症発生時の措置を定めている。	A
9.3	気象警報発令時の措置, 災害発生時の避難方法等を定め, 教職員及び学生に周知している。	A
10. 法令の遵守等		
10.1	法令遵守に関する担当者を定めている。	A



10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	A
10.3 個人情報保護のための対策をとっている。	A
10.4 地方出入国在留管理局, その他関係官公庁, 日本語教育振興協会等への届出, 報告を遅滞なく行っている。	A

評価方法

- ・A: 「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B: 「一部未達成」であるが, 1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C: 「未達成」あるいは「適合していない」項目。

【注】この項目には, 「告示基準」適合状況点検表(別紙3)の作成が必要です。作成後確認として

[]欄に「✓」を記入してください。



日本語教育機関教育活動評価 自己点検・評価 報告書

日本語教育機関名：東京言語教育学院

※ 総合評価(【達成状況】、【課題・改善計画等】を含む。)全体の記述として600字から1500字以内でまとめてください。

総合評価〔日本語教育機関〕

【達成状況】

前回認定時の課題に対処し今次受審に対応すべく、2017年度より毎年告示基準及び貴協会基準に沿って自己点検・評価を自主的に実施し学校HPで結果報告書を公表、学校の現状や課題等を周知する事で教職員が一丸となって教育の質の向上に努め、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の危機を徹底管理し従前の方法を適切に変更してコロナ前と同じ教育水準の維持に成功したところ、今回も全ての点検項目について一定水準を超えるものとなった。

前回課題とした体系的な文書保管体制の整備・強化は、紙ファイル保管から教職員によるデータ活用・保管が容易となる電子データ化及び学校サーバ保管への移行を促進して改善。これに伴い、教員の教育力、進学指導力の向上に資する情報が教職員間で容易に発信・共有・活用しうる体制が確立、右情報の内容に対する学院長・教務主任の管理・指導も効率化されたが、かかる情報共有化とネット活用がコロナ禍でオンライン授業、時差登校が増え教職員間の十分な体面での情報のやりとりが困難になった中でもコロナ前の教育水準の維持に役立った。

主要な達成状況は以下の通り。

学校運営

『管理運営規程集』により教職員の法令遵守を徹底、コロナ禍の入国制限による学生定員充足率低下後も定員に必要な教員数を超える有資格教員、取次申請資格を持つ十分な事務職員が感染対策を施した適法な設備の3校舎にて日本語教育、学生支援を適切に行い円滑に学校を運営。

入学者の選考

進学課程に相応しい志願者を入学させるべく、書類選考に加えて志願者の言語に精通した職員が全志願者をオンラインで面接、日本の大学・大学院進学に必要な潜在能力、資質、意欲等を精査し選考する体制が確立。進学率が例年約9割で推移している事はかかる選考体制の妥当性の証左。

学生支援

コロナ関連を含め安全・安心の留学生活に必要な情報を適宜学生に提供、全事務職員が学生の母国語に精通し365日緊急事態に対応、在籍・出席管理、生活指導、進路把握を厳格に行い20年間適正校に認定。毎年大学教職員を招いて学内進学説明会を開催、担任教員は所定のマニュアルに従い個別面談等で学生の進学希望を緊密に把握、学生の学力情報を徹底的に収集・分析、過去の在校生の蓄積データも参考にして志望校選定や受験対策を支援する等、「進学のための日本語学校」を体現する効果的な進学指導体制が確立。

教員



2019年度に開始した教職員評価制度（毎年配布のジョブディスクリプション[個々の職位に応じたコンピテンス、職責、期待役割等を記載した目標管理・評価シート]に全教員が日本語授業・進学指導に係る自己目標及び自己評価を記入、個別面談・授業評価を経て教務主任、学院長、代表が順次評価、最終評価を本人にフィードバックする仕組み）が定着し、全教職員が明確な責任意識や能力向上のモチベーションを以て職務を遂行し学校の理念・目標を追求する体制が確立。

教育活動

全校一斉に実施する年3回のクラス分けテストと年2回の定期テスト、学外能試の団体受験等、累次多様な試験を実施して学生の学力を的確に評価、学生が自己の能力を正しく認識し高い挑戦意欲を維持しつつ効果的に学習するに最適な能力別クラス編成制度が確立、学生の満足度は高い。2年連続で修了者日本語能力習得状況等入管報告の基準該当者率100%はその成果。

【課題・改善計画等】

今回はコロナ禍の非常時で例年の活動形態を変更した場合は従前の証憑も併せて提出したが、最大の課題は常態回帰。教員の知見やノウハウの一層の蓄積に努め、上述の学内情報共有化を研修機能を持つナレッジ共有体制へと発展させるナレッジ・マネジメントも課題。

